

## 5. 避難行動要支援者支援計画

「避難行動要支援者」とは大地震や風水害などの災害が発生したときなど、安全な場所への避難が必要な場合に、自分や家族の力だけでは避難できない人たちのことです。

また、避難所での生活においても大きな困難があるなど、まわりのひとの手助けや、特別な配慮が必要な人たちです。

平常時に地域において見守り活動を実施している対象者は、災害時に「避難行動要支援者」となります。

避難時には隣人・友人など地域で助け合う『共助』に努めましょう。

### (1) 要援護者名簿を活用した支援の実施

「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」において、区役所が保有する要援護者情報を災害時の支援のために活用することに同意した要援護者に対する災害時の安否確認、避難支援の実施。

### (2) 「避難行動要支援者名簿」の作成

#### ① 避難行動要支援者情報の収集目的

- ・ 災害時の安否確認、避難支援及び救出・救護等の実施。
- ・ 日頃の身守り活動の実施。

#### ② 避難行動要支援者情報の収集の対象者

- ・ 災害時に避難支援等を必要とし、名簿登録を希望する方。
- ・ 災害時の状況によっては手助けが必要になる方。

#### ③ 避難行動要支援者情報の収集方法

- ・ 避難行動要支援者支援の取り組みについて周知し自発的に手を上げるよう呼びかける「手上げ方式」の実施。
- ・ 「手上げ方式」による収集状況を確認し、「同意方式」で実施。



### (3) 「避難行動要支援者名簿」の管理方法

- ①(管理責任) 取得した情報の管理責任者は、連合町会長、民生委員長、女性会長とする。
- ②(安全管理) 「避難行動要支援者」情報(名簿、登録カード、電子データ等)は施錠可能な保管庫等で厳重に管理する。

- ③ (第三者提供) 収集した避難行動要支援者情報を本人の同意なしに、次の共有者を除き第三者に提供することはできない。

共有者:各町会長、各町会女性部長、民生委員、地域福祉コーディネーター、見守り相談室、福島区役所

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護するために特に必要があるとき等を除く。

- ④ (開示請求) 管理責任者は、保有する避難行動要支援者情報について、本人からの開示請求 (開示、訂正、利用停止、削除、返却) に応じる。
- ⑤ (守秘義務) 管理責任者、共有者は、正当な理由なく、避難行動要支援者情報を漏らしてはならない。
- ⑥ (情報の正確性) 情報の変更等は、その都度情報を更新する。

#### (4)「避難支援プラン(個別計画)」の作成

- ①避難行動要支援者は身体面、精神面など様々な点で周囲の支えを必要とするため、それぞれの特徴を十分踏まえた避難行動、避難生活などを考慮しておく。
- ②災害時の具体的な支援内容や支援者、避難方法を避難行動要支援者やその家族と話し合い、「避難支援プラン(個別計画)」を作成する。
- ③支援者自身が被災することも想定されるので、複数人を選定しておく。
- ④支援者は、本人とその家族の安全が図られて支援が可能となることから、あらかじめ避難行動要支援者に理解を得る。



#### (5)避難行動要支援者の自助として、次の取り組みを促す

- ①家屋の安全確保 (家具の固定、寝室の大きな家具の別の場所への移動、吊り下げ型照明の揺れ防止金具での固定、ガラス窓への飛散防止フィルムの貼付、テレビの耐震グッズでの固定等)
- ②災害情報の収集手段の確認
- ③必需品、医療器具、生活用品などの確保 (1週間程度分)

